

“しょうちいきつうしん”

編集発行／葛飾区社会福祉協議会 小地域福祉活動推進課



令和6年
4月から

小地域福祉活動助成金 交付基準が変わります。

基本額を引き上げます。

年間限度額 **300,000円**

改定前 200,000円

・全ての地区で限度額まで申請いただけます。

◆ 活動参加者へのお菓子代

サロン活動などへの参加者に提供するお茶・お菓子代を1人あたり **400円** までに引き上げます。(改定前 200円まで)

◆ 通信運搬費（郵券代） ※ 該当地区のみ

委員会開催通知等の送付にかかる郵券代について、事務局負担（経過措置）は終了します。

加算額を充実します。

A 活動の充実を図るもの

(1) 出会い、ふれあい、支えあう活動等(区民対象)

年 6回以上	20,000円
年 12回以上	40,000円
年 24回以上	80,000円
年 36回以上	120,000円

(2) 1回あたり40人を超える方が集まる取り組み

年 3回	30,000円
年 4回	40,000円
年 5回以上	50,000円

(改定前 (1)・(2)いずれかに該当すれば30,000円まで)

B 組織の強化を図るもの

(1) 研修会・学習会等

(2) 地区相互の情報交換会等

1回につき 30,000円

(3) 広告関連備品の購入
(スタッフジャンパー・ベスト、Tシャツ、のぼり旗等)

100,000円

((3)は新設)

【備考】

- ・ A区分・B区分ともに、該当する項目ごとに加算できます。
- ・ B-(3)広告関連備品については、活動開始から10年を経過した地区が対象です。また、令和6年度から令和10年度までの5年間に1地区1回までとなります。

※ B区分は、運営メンバーを対象にした取り組みです。

助成金交付基準の改定に関する -Q & A-

Q 1 基本額・加算額ともに、年度の途中からでも追加で申請できるの？

A 1 年度の途中でも申請できます。

活動回数や参加定員を増やす、また、学習会や勉強会、情報交換会を実施する、のぼり旗を買い替えるなど、年度当初の計画を変更し予算額が増額になる場合、助成金は追加で申請いただけます。

Q 2 加算額は、基本額（300,000円）と分けて精算するの？

A 2 助成金の精算は一括で行ってください。

加算基準を満たしていれば、基本額に加算額分を加えて助成金を交付します。助成金は、地区の年間経費としてお使いいただけます。ただし、活動回数などが加算基準に満たなかった場合や、情報交換会などを実施しなかった場合には、加算額の全部または一部を返金していただきます。

Q 3 運営メンバーを対象にした学習会・勉強会ってなに？

A 3 活動に必要な知識の習得や技術を向上させるための学習会などです。

何かを決める、報告する、承認する、検討するといった会議ではなく、運営メンバーの方々の資質向上を目的に開催する学習会などを想定しています。福祉制度や先駆的事例などを学ぶために講師から話を聞いたり、意見交換・情報交換などを行う取り組みが考えられます。

Q 4 運営メンバーの食事代は助成対象にならないの？

A 4 運営メンバーの食事代は、助成金の対象外です。

助成金の財源は、「会費」や「寄付金」、歳末たすけあい運動による「募金」などとなっており、福祉事業に活用するという趣旨で区民一人ひとりからいただいておりますので、運営メンバーの食事代は対象外とさせていただきます。自主財源などの活用をお願いします。